

鹿屋市高齢者筋力向上トレーニング事業（通所型サービスC）実施要綱の
一部を改正する要綱

鹿屋市高齢者筋力向上トレーニング事業（通所型サービスC）実施要綱（平成28年鹿屋市告示第252号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成27年厚生労働省告示第196号」を「令和6年厚生労働省告示第168号」に改める。

第3条ただし書中「一部」を「全部又は一部」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「同じ。）」の次に「又は介護予防支援（以下「介護予防ケアマネジメント等」という。）」を加え、同項第5号中「送迎」の次に「（送迎を希望する利用者に限る。）」を加え、同条第2項ただし書中「送迎時間」を「同項第5号に規定する送迎の時間」に改め、同条第3項中「の属する月の初日」を削り、「6か月」を「3か月」に改め、同項ただし書中「ケアプラン」を「介護予防ケアマネジメント計画又は介護予防サービス計画（以下「介護予防ケアマネジメント計画等」という。）」に改める。

第6条第1項中「介護支援専門員、保健師、社会福祉士」を「保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員」に、「ケアプラン」を「介護予防ケアマネジメント計画等」に、「介護予防ケアマネジメント（実施要綱第4条第1号エ(ア)に規定するケアマネジメントAをいう。）」を「介護予防ケアマネジメント等」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「ケアプラン」を「介護予防ケアマネジメント計画等」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する介護予防ケアマネジメント等は、実施要綱第6条の2に規定するとおりとする。

第7条中「介護予防ケアマネジメントを行う事業者（以下「介護予防ケアマネジメント事業者」という。）」を「介護予防ケアマネジメント等を行う事業者（以下「介護予防ケアマネジメント事業者等」という。）」に、「当該介護予防ケアマネジメント事業者」を「当該介護予防ケアマネジメント事業者等」に改める。

第16条第1項中「介護予防ケアマネジメント事業者」を「介護予防ケアマネジメント事業者等」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第5条、第7条関係）

鹿屋市高齢者筋力向上トレーニング事業（通所型サービスC）実施計画書

事業者名： _____

利用者名		生年月日	年 月 日
担当ケア マネジャー		計画期間	年 月 日 ~ 年 月 日
目 標			
支援計画		具体的な支援内容及び留意事項	
年 月（1か月目）			
年 月（2か月目）			
年 月（3か月目）			

利用者署名 _____

計画者署名 _____

第2号様式（第7条、第10条関係）

鹿屋市高齢者筋力向上トレーニング事業（通所型サービスC）実施報告書

事業者名： _____

利用者名		生年月日	年 月 日
担当ケア マネジャー		計画期間	年 月 日 ~ 年 月 日
目標			
支援計画		計画達成状況	
年 月（1か月目）			
年 月（2か月目）			
年 月（3か月目）			

【評価】 ○：達成、△：一部達成、×：未達成

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の鹿屋市高齢者筋力向上トレーニング事業（通所型サービスC）実施要綱第5条の規定並びに別記第1号様式及び別記第2号様式は、施行日以後に新たに鹿屋市高齢者筋力向上トレーニング事業（通所型サービスC）（以下「事業」という。）を利用する者について適用し、施行日前から事業を利用している者については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。